

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

### 9. 会議の経過

令和7年3月11日（火）午前10時01分開議

○委員長（内田美恵子君） ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案14件、請願1件について審査いたします。

これより請願について審査いたします。

請願第9号、「国民健康保険財政への国庫負担の増額などを求める意見書」の提出を求める請願について。

本件につきましては、請願者から意見陳述したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。請願第9号を審査するに当たり、田中なつみさんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（内田美恵子君） 田中さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは田中さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（田中なつみ君） 私は、国民健康保険税について、昨年に続き請願を出した社会保障推進我孫子市協議会の田中と申します。

我孫子市の国保税は、一昨年、昨年に続き、2025年度も平均8,300円という3年連続となる多額な値上げ案です。支払い能力を超える高過ぎる国保税がこのように毎年値上げされたのでは、生きることがどんなに苦しいことでしょうか。我孫子市の国保財政と国保加入者を苦しめている減らされた国庫負担を増やしてほしいと、国に求める意見書の請願。どうか採択してくださいませよう、よろしく願いいたします。

1961年制定の国民健康保険法は、社会保障として国民全てが何らかの公的医療保険制度に加入する国民皆保険制度の土台として整備されました。国保が社会保障の一環として出発した画期的な出来事でした。事業者負担がなく低所得者が多いという国保には国庫負担は不可欠だとして、当初、総医療費の45%、給付費の60%の国庫負担がありましたが、1984年の国民健康保険法改定で大幅に減額されました。

国保税の値上げをせざるを得ない最大の要因は、この国庫負担の削減にあると思います。

2008年には高齢化による医療費の増大が問題であるとして、後期高齢者医療制度が導入され、国保から75歳以上が切り離されましたが、国保財政は改善されず、さらに2018年から始まった都道府県化で法定外繰入の解消、保険料水準の統一が打ち出され、保険料値上げに拍車をかけて

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

います。

そのため、全国では677自治体が値上げをするなど、値上げラッシュが続いています。千葉県では54自治体のうち、3年連続値上げは我孫子市を含め3市だけ。残る51自治体はどのようにして値上げを回避しているのでしょうか。

我孫子市では人口で20%、世帯数では30%が国保の加入です。国保は赤ちゃんからも均等割が加算され、子どもの多い世帯の負担が重くなっています。子育て世代は、同じ年収の会社員に比べ2倍も高い保険税、その上、3年連続の値上げとなれば、子育て支援に逆行し、我孫子市へ移住をする若者が減ってしまうのではないのでしょうか。滞納世帯は国保加入者の約20%あり、保険証を取上げられ、具合が悪くても病院にもかかれず、命を脅かされている市民がいるのではないのでしょうか。

国保の友人は、高いけれど税金だから必死に払っていると教えてくれました。所得が低いのに保険税が高過ぎる。この不平等を正すことが政治の責任ではないのでしょうか。

我孫子市議会にお願いしたいことは、これ以上、国保税の引上げをしなくて済むように、国庫負担の増額を求める働きかけを強めていただくことです。子どもの均等割は1兆円あればなくせるとのこと。昨年から就学前の子どもの均等割が半額になり、ありがたいです。せめて1兆円の国庫補助で子どもの均等割をなくしてほしいです。

全国知事会、市長会が国に要望している1兆円の国庫補助が実現しますよう、社会保障として全ての人に医療を受ける権利、健康に生きる権利が保障される制度にするために、審議を尽くしてくださいようお願いして、発言を終わります。

○委員長（内田美恵子君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

請願第9号、「国民健康保険財政への国庫負担の増額などを求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（船橋優君） おはようございます。紹介議員の船橋です。よろしく申し上げます。

今の請願のとおり、市民は大変困窮しています。我孫子市は、第9期介護保険事業計画等で、高齢者や家族が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりとうたっています。本会議で岩井議員の発言にもあった3年続けての値上がりが問題です。

本市においては高齢化率が30.9%と、国全体に比べても高くなっています。一方で、労働人口が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担は一層、増大して

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いくと考えられます。そのため、限りある社会資源を効果的に活用しながら、医療等を支え合っていかなければいけないと言っています。

また、市町村国保においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、保健事業を実施することにより健康の保持増進等が図られ、医療費の適正化に資すると考えられ、市も地域で一体となって被保険者を支える地域包括ケアの充実強化に努めるものとも言っています。

そもそも国保は社会保障です。何とかして保険料を上げないで会社並みの保険料にするように、全国知事会、市長会が言っているように、国の予算1兆円を負担する補助を要望していくことを皆様によろしく願います。

以上です。

○委員長（内田美恵子君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第9号、「国民健康保険財政への国庫負担の増額などを求める意見書」の提出を求める請願について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

請願第9号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

---

午前10時13分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

請願に対する討論はありませんか。

○委員（岩井康君） 請願9号について賛成の立場で討論を行います。

私は、本会議で社会保障としての国保をより利用しやすいの表題で質問をしました。国保は人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険の一つであります。その運営のために国庫負担も投入され、国の社会保障として運営されています。

国保は、自助や相互扶助では決して支えることができない人々の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、国民全てが何らかの医療保険制度に加入する皆保

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

険制度の土台として整備されてきました。

国保法は、国民の生存権を定めた憲法25条に基づく法律であります。1984年に国保法改正により、それまでの国保財政への国庫負担、総医療費の45%、給付費の約60%を給付費の50%に変え、総医療費の38.5%に当たる国庫負担率を大幅に縮減してきました。この国庫負担率引下げが地方自治体の国保財政を直撃し、その後の度重なる国保料・国保税の引上げの原因になっています。その結果、支払えない被保険者を増加させています。

高い国保料・国保税を生み出す構造を回避するには、国庫負担減額により加入者に負担と責任が転嫁されている仕組み、構造的な問題への着手が急務となっています。高過ぎる国庫負担は、生活に困窮している高齢者や非正規雇用の労働者を無保険にし、医療を諦めさせ、セーフティーネットから切り離す事態を生み出しています。

また、国保料・国保税に人头割ともいべき均等割・平等割保険料があることが問題であります。被用者保険のように均等割、平等割がなく、所得に応じた保険料・応能負担とすべきであります。

現行の均等割・平等割保険料の総額は1兆4,600億円で、そのうち4,400億円は法定減額で公費が投入済みです。したがって新たに1兆円を公費投入すれば、均等割・平等割保険料の廃止は可能となります。

全国知事会は、国保の構造的な問題を解決するために、国に1兆円の公費投入の必要性を訴えています。1兆円の公費を投入すれば、均等割・平等割保険料を廃止し、協会けんぽ並みの保険料にすることができます。そして、均等割が廃止されれば、子どもにまで保険料がかかる矛盾を解消できます。

都道府県、市町村と共同して国保への国庫負担の増額を強く求めていくことが必要です。

以上の点から、請願9号に賛成いたします。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

これより採決いたします。

請願第9号、「国民健康保険財政への国庫負担の増額などを求める意見書」の提出を求める請願について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（内田美恵子君） 起立少数と認めます。

よって請願第9号は不採択とすべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

---

午前10時21分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第8号、我孫子市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第8号、我孫子市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は89ページからになります。

初めに提案理由です。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数に関わる基準の緩和を可能とするため提案するものです。

次に、議案書の90ページを御覧ください。

改正の概要については、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置は原則としつつ、センターにおける支援の質が担保されるよう留意した上で、柔軟な職員配置にすることが適当である等の社会保障審議会（介護保険部会）などでの意見を踏まえた改正となり、第3条、人員に関する基準、第1項、第2項、第3項の規定の一部を改正するものです。

内容は、高齢者人口に応じて、または地域包括支援センターの運営状況等を勘案し、常勤換算人員による職員の配置を可能とすること、複数圏域の高齢者人口に応じて配置することで、当該圏域の各包括での配置基準を満たすこととするものです。

以上で議案8号についての説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（島田安子君） 御説明ありがとうございました。

この条文で改正後のところに出ておりますところで、地域包括センターが担当する地域において、第1号被保険者の数が3,000名から6,000名未満のところ、この常勤職員数を柔軟に増やしていくという御説明でございました。

91ページのところには、説明2の下のところにも御説明の下に、「掲げる者のうちから2人とする」等々、それから92ページには、人数に応じてのその職務に当たる方の人数ということが書かれておりますけれども、先ほど専門職の方が必ず常駐しなければいけないとかの御説明もござい

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ましたけれども、もう少し詳しくお聞かせいただければと思いますが、よろしいですか。

○介護保険室長（茅野強君） 各地域包括支援センターが担当する地区の65歳以上の高齢者の人口がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに配置する常勤の職員数は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を各1名、計3名配置をしております。以降、2,000人を超えるごとに1名配置増となります。

市内5地区の高齢者なんでも相談室は、5か所とも65歳以上の高齢者数は6,000人を超えております。我孫子北地区、天王台地区、湖北台地区高齢者なんでも相談室は各5名、我孫子南地区と布佐・新木地区高齢者なんでも相談室は各4名が配置すべき職員数となります。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

この柔軟な緩和を可能とするということの御説明がございましたけれども、今回の改正で、具体的にはその人員が、先ほどのところでは天王台地区が例えば5名ということでしたけれども、この人員の確保ができているのか。そして、基準の緩和ということですので、具体的にはどのような形が体制が取られるということになりますでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 今後、常勤換算による職員配置、常勤1人が欠員の場合は、例えば週3日勤務の1人、そうなりますと0.6人と、週2日勤務1人、0.4人を合わせて、週5日1人となり、欠員が解消できるということが今回の趣旨となります。

それと、複数圏域の高齢者人口に応じた3職種の配置も可能となるということで、例えば仮にA地区とした場合、常勤職員が4名ということで、仮に主任介護支援専門員が1人欠けていると。仮にB地区とした場合、6,000人で常勤職員が4名、うち保健師が1人欠員していたという場合なんですけれども、A地区とB地区の常勤を合わせたことにより欠員の職種を確保し、職員配置職種の選択肢が広がることで、欠員が解消されるものとなります。

○委員（島田安子君） 先ほどのお話の中に、A地区とB地区ということでしたけれども、そうすると今後は、A地区とB地区行ったり来たりとか、そういうこと。どういうことなのでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） A地区とB地区で、要は欠員している職種を兼務するような形で人員確保を解消するという趣旨となります。

○委員（島田安子君） そうしましたら、すみません、今の現状はどれぐらいか、何か欠員があるとか分かりましたら教えていただければと思います。

○介護保険室長（茅野強君） 現状となりますが、我孫子北地区で主任介護支援専門員が欠員、南地区は主任介護支援専門員が1名ほか1名欠員、天王台地区が主任介護支援専門員とほか1名欠員、湖北台地区が社会福祉士とほか1名が欠員、布佐・新木地区が主任介護支援専門員とほか1名が欠員となっております。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

この欠員の方々をこれからも募集するという形、先ほどの兼務というのもございましたけれども、募集してということになりますでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） この5地区の高齢者なんでも相談室の欠員についての対応につきましては、欠員分につきましては高齢者支援課の地区担当、社会福祉士、保健師が、現在、支援に当たっております。あわせて、市のホームページに各地区の求人情報をタイムリーに掲載をして、今後、継続をしております。

あとは、運営母体でもある社会福祉法人でも、現在、引き続き求人等を行っているところでございます。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

本当に募集に関しましては恐らく、近隣市、例えば柏市だったりとか流山市だったりとかでも、どこにおいても、今、人材不足というところがあると思います。また、求人に関しましては、我孫子市独自のことも考えていただければよろしいのではないかと思います。意見として述べさせていただきます。ありがとうございます。終わります。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

議案第9号、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 議案第9号、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書93ページを御覧ください。

提案理由を御説明します。

国民健康保険事業特別会計における財政収支の改善を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率を改定するとともに、減免の申請期限を納期前7日前までから納期限までに改めるため提案するものです。

本市の国民健康保険の財政状況は、税率改定により収入源である保険税納付額等の増加はあるものの、1人当たりの医療費も増加しているため、千葉県に支払う国民健康保険事業費納付金などの支出額が収入額を上回る状況が続いています。

今回、千葉県が示した仮係数による事業費納付金を基に令和7年度の予算編成をしたところ、約1億9,200万円の財源を確保することが必要となりました。国民健康保険財政調整基金は枯渇

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

していることから、財源を確保するためには、保険税率の改定もしくは一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入れの2つの方法しかありません。

しかし、財政運営の責任主体である千葉県が策定した第2期国民健康保険運営方針では、決算補填等目的の法定外繰入れは、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から解消、削減を図るべきである、よって、県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入れを解消することを目標とするとされています。

このようなことから、安定的な事業運営を行うため、我孫子市国保運営協議会の答申を受けた上で、千葉県が示す標準保険料率等を参考に保険税率を改定するものです。

それでは、条例の一部を改正する内容につきまして御説明いたします。

議案書94ページを御覧いただくとともに、議案資料9ページ、10ページを御覧ください。

初めに、税率改定についてです。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額を100分の7.25から100分の7.46に改める。

第4条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を2万1,200円から2万4,000円に改める。

議案書95ページを御覧ください。

第5号、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は2万2,300円から2万5,000円に改める。第2号の特定世帯は1万1,150円から1万2,500円に改める。第3号の特定継続世帯は1万6,725円から1万8,750円に改める。

議案書96ページを御覧ください。

第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を1万500円から1万2,000円に改める。

第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を100分の1.75から100分の2.04に改める。

第9条、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を1万5,200円から1万8,100円に改める。

次に、低所得者世帯のための軽減制度についての改正です。

まずは、7割軽減該当世帯の場合です。

議案書98ページを御覧ください。

第21条第1項第1号ア、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を1万

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

4, 840円から1万6, 800円に改める。

イ、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万5, 610円から1万7, 500円に、（イ）特定世帯は7, 805円から8, 750円に、（ウ）特定継続世帯は1万1, 708円から1万3, 125円にそれぞれ改める。

ウ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を7, 350円から8, 400円に改める。

議案書99ページを御覧ください。

エ、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を1万640円から1万2, 670円に改める。

次に、5割軽減該当世帯の場合です。

第2号ア、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を1万600円から1万2, 000円に改める。

議案書100ページを御覧ください。

イ、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万1, 150円から1万2, 500円に、（イ）特定世帯は5, 575円から6, 250円に、（ウ）特定継続世帯は8, 363円から9, 375円にそれぞれ改める。

ウ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を5, 250円から6, 000円に改める。

エ、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を7, 600円から9, 050円に改める。

次に、2割軽減該当世帯の場合です。

議案書101ページを御覧ください。

第3号ア、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を4, 240円から4, 800円に改める。

イ、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は4, 460円から5, 000円に、（イ）特定世帯は2, 230円から2, 500円に、（ウ）特定継続世帯は3, 345円から3, 750円にそれぞれ改める。

ウ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を2, 100円から2, 400円に改める。

エ、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を3, 040円から3, 620円に改める。未就学児の均等割軽減額についても改正いたします。

議案書102ページを御覧ください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

第2項第1号、基礎課税額の被保険者均等割軽減額を、ア、7割軽減該当世帯は3,180円から3,600円に、イ、5割軽減該当世帯は5,300円から6,000円に、ウ、2割軽減該当世帯は8,480円から9,600円に、エ、軽減該当世帯以外の世帯は1万600円から1万2,000円に改める。

議案書103ページを御覧ください。

第2号、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を、ア、7割軽減該当世帯は1,575円から1,800円に、イ、5割軽減該当世帯は2,625円から3,000円に、ウ、2割軽減該当世帯は4,200円から4,800円に、エ、軽減該当世帯以外の世帯は5,250円から6,000円にそれぞれ改める。

議案書104ページを御覧ください。

続きまして、減免申請期限の改定です。

第22条第2項、国民健康保険税の減免申請期限は、我孫子市税条例の減免申請期限が納期限までとしていることに併せ、納期限前7日までから納期限までに改めるものとなります。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行し、今回、改正する保険税率は令和7年度算定分から適用になります。また、保険税率を改定することにより、約1億4,700万円の保険税増収を見込んでいます。

パブリックコメントは、国民健康保険法第11条第2項に基づき、我孫子市国保運営協議会にて諮問、答申を実施しており、我孫子市パブリックコメント手続実施要綱第3条第2項第3号、施策の策定について、法令等に意見聴取手続が定められている場合に該当することから、パブリックコメントの実施を見送りました。

以上で説明は終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（甲斐俊光君） 国保の値上げが3年連続ということですが、県全体のどれくらいの市が値上げをしているのか。そして、同じような地区である東葛地区はどのような値上げ状況になっているのか。まず、教えてください。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 近隣市の税率改定の動きなんですが、東葛9市のうち約半数、5市は改定を予定しているということで、お話を聞いております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

人口も増えているんですけども、やはり、国保のほうの収入がなかなか厳しいという、同じような状況だと思うんですね。ちょっと房総のほうだとか千葉市だとかと違って、同じような状況と比べると一番かなと思うんですけども、やはり、他市においてもどういった理由でこちら引き

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

上げているということを聞いていますでしょうか。

○国保年金課長（海老原正君） これ我孫子市だけに限らず、近隣、千葉県内もそうなんですけれども、まず、被保険者数が減少にあります。というのは75歳になられますれば後期高齢者のほうに移行しますし、団塊の世代の方々が後期高齢のほうに移行することによって人数は減ってきています。また、被用者保険の適用拡大というのも国で進められていまして、ある程度の事業所で従業員の数が何名以上であれば社会保険のほうに適用するというような流れもありまして、そういった今までお勤めになられながら国保に加入していた方々も社会保険のほうに移行しておりますので、これは全国でもそうだと思います。国民健康保険の被保険者数が減ってきております。

そうすることによって、例えばお勤めされている方というのは所得がありましたから、所得に係る保険税も課税させていただいていたんですけれども、今度、その方々が少なくなってきた、65歳以上の方々の割合が、国保が多くなりますから、そうすると今度、一方の支出面の医療費のほうも比較的若い方より高齢の方が医療費かかりますから、1人当たりの医療費は伸びていきます。そういったことで赤字が膨らんで、毎年、発生してしまうというような構造的な問題が全国的にあるかと考えております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

国保制度を維持するために、値上げは、皆さん、嫌なもので、行政としても値上げをして喜ばれることはまずないので、本当に苦渋の決断だと思います。モデルケースなども、多分、設定されているかと思うんですけれども、低所得者にもそんなに値上げになっていないのかなと思うんですけれども、モデルケースでどれぐらいの値上げがあるのかって教えてください。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） モデルケースの保険税の積算なんですけど、40歳以上64歳未満の1人世帯で加入している方を対象としていまして、そちらについては年税額として調定として、9,300円ほど増額となる予定です。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

標準的な世帯ということだと思います。低所得者ですとか子育て世代には法定減額なども考慮されているので、値上げは嫌ですけど、やむを得ないことなのかなと思っております。

担当課といたしましては、これから先の国保の運営というのはどのように考えていますでしょうか。

○国保年金課長（海老原正君） 先ほどの成嶋課長補佐の答弁にちょっと追加で補足なんですけれども、所得が少ない方については、7割、5割、2割という軽減があるんですけれども、まず、一番、軽減が大きい7割軽減の方に対しては、この税率を改定することによって引上げの予定というのが約3,100円になります。軽減後になりますので、先ほどの9,000円の平均よりは軽減で安くなるという計算になっています。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それで今後の国保の運営については、やはり、国保財政というのは皆様から頂く保険税、それと国、県、市からの公費、こちらで収支が均衡することが原則になっております。今回、3年連続の改定ではあるんですけども、その辺で今後、千葉県の方でも赤字繰入れは削減、解消していくという方針も定められておりますので、できれば引上げというのはいらないというのはあるんですけども、今後も赤字が発生するのであれば、どうしても税率のほうは引き上げていかざるを得ないということになります。

県のほうでは令和12年度までに赤字解消という方針があります。そこに向けて少しでも改定しておかないと、今後、令和12年度、13年度以降に一気に引き上げることになってしまいますので、段階的な引上げということは今後も考えていかないとはいけません。

○委員（岩井康君） 市のほうから、昨年頂いたんですけども、我孫子市国民健康保険税率改定の検討について補足資料というのを頂きました。昨年もそれを頂いて、大分、勉強になりました。

今回も頂いたんですが、その中で、さっきも答弁ありましたけれども、東葛8自治体の中で据置きになっているところが4自治体あるんですね。この4自治体は、昨年は値上げしています。だけれども、今回、この2025年度は据置きにすると、こういう結果といいますかね、報告されているんですね。そうしますと、市川市、船橋市、松戸市、浦安市、ここが据置きなんですね。そうすると、どういう理由で据置きになっているのか、このあたりについてはいかがでしょうか。

○国保年金課長（海老原正君） こちらのほうは、それぞれ各市の財政の状況とかあると思います。それで、赤字になっているということはあると思いますので、一般会計からの赤字繰入れか、もしくは国保の財政調整基金のほうからの繰入れで対応されているという認識であります。

○委員（岩井康君） 今のお答えは、そうではないかという想定ですよ。ですから確認をしたわけじゃありませんね。それぞれの4自治体にどういうことで据置きになっているのかということ、やはり学ぶ必要があるんですよ。いろんな各自治体のそれぞれ事情がありますから、その事情に基づいている、それぞれが頑張っているわけですよ。

ですから、そのところで、あるところはこういう努力をしている、あるところはこういうことをやっているということが分かると、我孫子市でもこれは生かせるなとか、そういったことが出てくるんじゃないかと思うんですね。

ですから、現在が想定であるのであれば、ほかのところのそういったところについても、東葛内については8自治体になっていますけれども、ほかのところも表を見ますと上げないというようなところも、実際、出てきていますので、そのあたりについて、ぜひ、調査をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（海老原正君） 各市の取組については、千葉県内の国保連合会というところがありまして、そちらの主催している研修会とかでも、いろいろなテーマごとに各市がこういう取組を

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

やっていますというような研修があります。

そのうちの東葛支部につきましても、東葛6市に加えて市川市、船橋市、浦安市の9市で定期的に集まりながら、担当者と管理職も含めて定期的な会議をやりながら各市の情報交換をしているところがございます。そういうところで、あとは個別にはどういう状況だって確認はしていませんけれども、各市の取組はそういう研修の中で把握はしております。

それで、あとは各市の決算とか予算書を見れば、おのずと赤字解消はそういう会計処理をしているということが分かりますので、改めて確認するということはしなくても、常々、確認しているということでございます。

○委員（岩井康君） 改めて確認をしなくてもというお答えですけれども、私たち市民としては少しでも上げなくて済むような、そういった方策を、ぜひ、やっていただきたいと思うんですね。

そういう点では、なかなか難しいと思いますよ。自治体の利用のあれが違うんですから、難しいということは分かった上で、どこまで教訓をつかんでいくかということが必要なんだろうと思います。

続けていいですか。

それで、先ほど申し上げましたこの補足資料の中にもあるんですけども、税率改定の考え方というのが3ページの3のところ記述されていますけれども、税率改定案については、令和7年度の仮係数に基づく標準保険料率を参考に用いることとします。「参考に用いることにします」ということですから、これは実際に参考というのはどの程度活用したのかなというのは非常に気になるんですね。このあたりはどうですか。

○国保年金課長（海老原正君） これ改正するときには、県からの仮係数に基づく納付金で、標準保険料率を参考にしながら改正させていただいているんですけども、今回の改正で言えば、4の表と見比べていただくと分かるんですけども、それぞれ税率改定については、後期支援金分の所得割については今年度と変更はないんですけども、そのほかの税率については標準保険料率を参考に改正案を作成しております。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

それで、例えば標準保険料率の改定について、市民の皆さんが分かりやすいような資料といいですか、解説といいですか、そんなものは準備されるのでしょうか。

○国保年金課長（海老原正君） やはり、税率改定をお願いするには、こういったところも御説明する必要があると思いますので、それは分かりやすいような資料を作成していきたいと考えております。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

先ほどもずっと新たな金額も含めて説明がありましたけれども、ずっと聞いていると、どういう

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

根拠でこの金額が出たのかなというのが分かると、もっと状況がつかめるといふふうに思うんですね。そういう点では、私たちだけではなくして、市民の皆さんも分かるような、そういった資料を、ぜひ、御用意いただきたいと思います。私のほうからは以上です。

○委員（芝田真代君） よろしくお願ひします。

今、説明をするべきだという話がありましたのと、あと、最後に、そちらのほうでお話しいただいたパブリックコメントを省いたという部分。今後、パブリックコメントで出すですとか、しっかりと市民の皆さんが平等にその情報を得るための御準備というのはされてらっしゃるのでしょうか。

○国保年金課長（海老原正君） 御可決いただきまして税率を改定することになりましたら、まず、ホームページのほうでお知らせをさせていただくと、6月に当初納付書をお送りさせていただきますので、その中には改定した内容の御案内を同封してお送りする予定になっています。

○委員（芝田真代君） 何かちょっとこのところ別のものを調べたりしていることもあるんですけど、ちょっと我孫子市って、決まっていなないものに対して公表しないことが多く、決まったものに対してしっかり公表するという姿勢が見られるなと思うんですけども、決定する前に市民の人が知りたい情報というのを、我孫子市として提示することも我孫子市民との信頼関係につながるのではないのでしょうか。なぜ、省いてしまったんだろうなというのをちょっと懸念しております。

○国保年金課長（海老原正君） パブリックコメントを、なぜ、省いたかという御質問だと思います。

提案理由の説明のときにも御説明しましたけれども、パブリックコメントをやる場合とやらない場合というのが決められていまして、今回の改正については、国民健康保険の運営協議会というところがあります。そこに被保険者から選ばれた代表の方とか、あとは被用者保険のところから推薦いただいた方とか、あとは市内の三師会、医師会、歯科医師会、薬剤師会のほうから、そういった方々で構成されている協議会がございますので、そちらのほうで御意見を聞いてということであれば、パブリックコメントは省くということになっていますので、今回というよりは、この改正についてはパブリックコメントは行っておりません。

○委員（芝田真代君） そちらの決定で決まって、今回、パブリックコメントを省いたという部分は理解いたしました。ありがとうございます。

あとは市として横ばいしないし上げない方向というのは、いつかどこかできつく、もちろん、国の情勢が変わって緩やかにできるタイミングがあると一番理想的ではありますが、もし、そうならない場合、ずっと上がり続ける中で、やっぱり他県、他市だったら少し下がったタイミングもあったのになって、この先比較されていくと思うんですよ。その比較をされなないためにも、今後、何か部や課として御提案をしていこうという気概はございますか。

○国保年金課長（海老原正君） 我々もこのままずっと右肩上がりで保険税率が上がっていくとは

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

考えていなくて、今、県の広域化になって、その目的というのが県内で保険税率を統一しようという目的というか、そこで県内で保険税率を統一しようというところで進めています。

それが令和18年度までのうちに統一するようなことで国からは指導がありますので、県と協議しながら、いつ頃、統一するかというのを、今後、詰めていくことになっています。その統一のところを見ながら、それ以降には赤字が増えるかどうか、ちょっと今段階では分からないんですけども、そういうことで、どこかで保険税率は止まるんじゃないかなと個人的には思っているところで、それまでの取組で、なるべく保険税が上がらないようにしないといけないんですけども、そういうところは、まず、事業の見直しをしながら、不要なものはなるべくやらないようにして、出ていく歳出の部分の削っていくということと。

あと、歳入のほうも、納付率を、今、93.5%ぐらいなんですけれども、それをもっと引き上げて、税収を多くする。要は滞納整理をして。当然、ちょっと厳しくて払えない方がいらっしゃいます。そういう方に対しては、納税相談をさせていただきながら丁寧に努めていくんですけども、払えるのに払わない方という方もいらっしゃいます。そういう方に対しては、財産調査をしながら不公平にならないように、財産があれば差押え等を行いながら税収確保に努めていきます。

そういったところで、小さい額ではあると思うんですけども、なるべく赤字が増えないような取組は担当内では行っていますし、今後もそれを続けていくということです。

あとは岩井委員もおっしゃっているんですけども、国への要望のところでも、これは市からも、もっと公費を増やしてほしいというのは、市長会を通して要望しておりますので、その要望については引き続き行っていきたいと考えております。

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第9号に対する質疑を打ち切ります。

議案第10号、我孫子市修学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○子ども支援課主幹（三宅智之君） それでは、議案第10号、我孫子市修学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

議案書の105ページを御覧ください。

提案理由は、高等学校等の授業料に充てられる高等学校等就学支援金、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金等の制度が整備され、所期の目的を達成したことから、我孫子市修学資金貸付基金を廃止するため提案するものです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

我孫子市修学資金貸付基金は、昭和36年に制定された我孫子町奨学資金貸付に関する条例と昭和44年に制定された我孫子町育英資金貸付及び給付基金条例を、昭和45年に我孫子市修学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例として一本化し、学校教育法に基づく高等学校、大学または高等専門学校に在学する者で、経済的理由により就学困難な者に対し資金を貸付けし、有能な人材の育成を図るため設置されたものです。

現在は、高等学校等就学支援金、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金などのほかの制度が整備されたため、平成12年度以降、修学資金貸付実績がなく、所期の目的を達成したことから、条例を廃止するものです。

なお、令和6年12月6日から令和7年1月7日の期間に実施したパブリックコメントにつきましては、御意見はございませんでした。

現在の基金残高は、昭和44年に2名、昭和45年に1名、合計3名の方から御寄附いただいた合計50万円と、市で積立てを行った550万円を合わせた合計600万円となっており、条例廃止後、今年度内に600万円を一般財源に繰入れを行う予定でいます。

条例廃止の施行につきましては、今議会可決後、速やかに公示し、同日から施行いたします。

以上で議案第10号に対する説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（日暮俊一君） 平成12年以降、貸付けがゼロということですが、もし、統計データがあれば、これまで利用された方の数をちょっと教えてもらいたいですけど。今すぐ分からなければ後でもいいんですけど。

○子ども支援課主幹（三宅智之君） 申し訳ございません。今、手持ちでそういった統計の資料はございませんので、後ほど御提出させていただければと思っております。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第10号に対する質疑を打ち切ります。

議案第11号、我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○保育課主幹（石崎宣生君） それでは、議案第11号、我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の107ページを御覧ください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

提案理由は、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士になることが可能となることを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、条文を整備するため提案するものです。

市では、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従うべき基準とされているため、当該基準を定める市条例の改正が必要となるものです。

議案書の108、109ページを御覧ください。

食事の提供の特例、第16条を御覧ください。

家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供については、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならないと規定されていますが、食事の提供の特例として、同条例第16条第1項で5つの条件を規定し、家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行うことが認められています。

その条件の2つ目として、改正前の第2号を御覧ください。

当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われることと規定されています。

これまで管理栄養士養成施設卒業者にとっては、受験資格として栄養士免許を取得する必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっていました。このたび、栄養士法の改正により、管理栄養士国家試験の受験式資格としての栄養士免許取得が不要とされたため、第16条第1項第2号中、栄養士の次に「又は管理栄養士」を加えるとの条文を改正するものです。

この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第11号に対する質疑を打ち切ります。

議案第17号、工事請負契約の締結（我孫子市立久寺家中学校屋上防水、外壁等改修工事）について、当局の説明を求めます。

○総務課長補佐（尾高由季子君） 議案第17号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書198ページを御覧ください。

まず、初めに提案理由です。

我孫子市立久寺家中学校屋上防水、外壁等改修工事の請負契約を締結するため提案するものです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

次に契約の内容についてです。

1、契約の目的、我孫子市立久寺家中学校屋上防水、外壁等改修工事。2、契約の方法、総合評価方式一般競争入札による契約。3、契約金額、2億7万2,400円。

次に、議案資料の27ページを御覧ください。

工事請負契約の締結に関する資料となっております。

事業の目的は、1、事業概要の（3）にあるとおり、久寺家中学校の校舎は、昭和50年から昭和56年までに建設され、建設から40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。令和6年1月には管理教室及び普通教室棟（A棟）の外壁（化粧モルタル）が一部剥落したことから、屋上防水、建具等と併せて改修を実施するものです。

次に、事業期間は（5）にありますとおり、令和7年4月1日から令和8年2月27日までとなっております。

次に、議案資料29ページを御覧ください。

今回の工事対象施設を図の網かけ部分で示しております。

この図にありますとおり、工事の対象建築物は、管理教室及び教室棟（A棟）、普通教室及び特別教室棟（B棟）、給食室、渡り廊下となっております。

以上で議案第17号の御説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第17号に対する質疑を打ち切ります。

議案第18号、工事請負契約の変更（我孫子市民体育館給排水設備等更新工事）について、当局の説明を求めます。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） それでは、議案第18号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

議案書の199ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

我孫子市民体育館給排水設備等更新工事について、利用者からの要望を踏まえ、仮設トイレ及び仮設シンクの種類の変更及び増設を行うこと、工事の過程で発見された地盤沈下に係る改修作業を行うことなどから、契約金額を増額するため、工事請負契約の一部を変更するため提案するものです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

上段の対照表を御覧ください。

変更前の現契約金額1億3,591万1,600円に1,034万2,200円を増額し、変更後の契約金額を1億4,625万3,800円とするものです。増額分の1,034万2,200円は、当初予算額に収まる範囲内となります。

本契約は当初設計金額の予定価格が1億5,000万未満であったため、議会の議決は必要ありませんでしたが、工期中の変更により、設計変更後の予定価格が1億5,000万円を超えたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付するため提案するものとなります。

次に、議案資料30ページを御覧ください。

工事請負契約の変更に関する資料となっております。

履行概要は、1、契約概要等（3）にあるとおり、市民体育館は昭和61年に建設され、建設から38年経過していることから、老朽化した受水槽や浄化槽を含む給排水設備等の更新工事を行うものです。契約の相手方は、（4）株式会社ダイエックス。

次、工期は（5）のとおり、当初、令和6年5月1日から令和7年2月15日までの工期でしたが、受水槽の原材料等の調達の遅れにより、令和6年10月18日付で工期を令和7年3月14日まで延長をしているところです。

次に、2、変更となる主な工事内容は、（1）施工範囲における地盤沈下に伴うインターロッキング撤去及び復旧作業、既設配管ルートが想定と異なっていたことによる改修範囲の増加や、外流しの改修の変更、（3）では工事の過程で市民体育館利用者からの要望に伴いまして、仮設トイレや仮設シンク等の種類の変更や増設によるものが主な変更内容となります。

以上で議案第18号の御説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（江川克哉君） 詳しい御説明ありがとうございました。

まず、今回の提案理由の中で、仮設トイレ及び仮設シンクというふうになっているということですが、その仮設になっている理由というのはどのようなものなのでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 当初は、よく工事現場で見られるような共用タイプのものを何基か用意していたんですが、それですとちょっと衛生的によくないという意見がありましたので、ユニットタイプの仮設トイレに交換したというところになります。

○委員（江川克哉君） もともとのことになってしまうんですけれども、正規のトイレがあって、それが仮設になっているわけですね、今。そういうふうになっている理由というのは、工事をす

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

るから仮設になっているということによろしいんですか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 委員、おっしゃるとおり、工事期間中は給排水の設備が全て使えなくなりますので、トイレも使えなくなりますので、仮設トイレを設置したというところになります。

○委員（江川克哉君） 利用者から要望があったということなんですが、要はその数が少なくて足りない状況だったということによろしいのでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 数が足りないというのも一つありまして、また、あとは先ほども御説明しましたが、要はきれいなものを用意してほしいというような要望がありましたので、今回、そのユニットタイプ、要はシンクもついているものでしたり、ちょっときれいなタイプの仮設トイレを用意したということになります。

○委員（江川克哉君） 非常に気になる場所なんですけど、地盤沈下があったので改修工事を行うということなんですが、地盤沈下に至った原因というのはどのようなものなのでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） もともとは、あそこは田んぼにできたものなので、経年的に徐々に徐々に沈下していつているものなのかなというふうには考えております。

○委員（江川克哉君） そうなると、あの辺、全体が田んぼだったと思うので、ほかへの影響というのも今後は考えられるということですか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 市民体育館は、今、永田課長補佐のほうから説明があったとおり、全体的にもともと水田、利根川の流路だったところになりますので、地盤的には非常に軟らかいところですよ。建屋に関しましては、くい等を深く打っておりますので、それ自体の沈下というのはないんですけれども、その周辺部というのはどうしても経年的に少しずつ沈下していつてしまう状況です。

私どもでも、非常に常にそこに注視しておりまして、例えばそういう不陸が生じていたり、利用者の安全に関して問題があるようなことがあれば、その都度、修繕をするなりということで対応しているところです。

○委員（江川克哉君） 要望ですけど、今、おっしゃっていただいたように、今後もぜひ注視していただいて、御利用者の安全確保を何とぞよろしくお願いいたします。以上です。

○委員（岩井康君） 関連して質問させていただきます。

今の地盤沈下の問題なんですが、規模としてはどのぐらいの規模になるんですか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 主に中庭の部分がインターロッキング部分になっておりまして、その部分が沈下しているというところになります。

○委員（岩井康君） 約何平米ぐらいなんですか、そうなりますと。

○委員長（内田美恵子君） 暫時休憩いたします。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午前11時29分休憩

---

午前11時30分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 24平米ぐらいになります。

○委員（岩井康君） 24平米といいますと、それで、先ほどの説明では、差額が1,034万2,200円ということですね。だから、24平米だとすると随分高いなという感じがするんですけども、そうではないんですか。そのあたりはいかがでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 先ほど御説明しましたとおり、仮設トイレの増設もそうなんですけれども、鉄板敷きの養生ですとか、インターロッキングの改修とか、いろんなものが積み重なって1,000万円近くの変更金額になっておるところでございます。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第18号に対する質疑を打ち切ります。

議案第19号、指定管理者の指定（我孫子市高齢者福祉センターつつじ荘）について、当局の説明を求めます。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） それでは、議案第19号、指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書200ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

我孫子市高齢者福祉センターつつじ荘を管理する指定管理者を指定するため提案するものです。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称は、我孫子市高齢者福祉センターつつじ荘。指定管理となる団体の名称は、社会福祉法人アコモード。指定の期間は、令和7年7月1日から令和10年3月31日までの2年9か月間です。

議案資料31ページを御覧ください。

指定管理者の募集要領及び仕様書の配布期間は、令和6年12月20日から令和7年1月20日まで、申請書の応募受付期間は、令和7年1月14日から同月20日まででした。応募団体は、現在の指定管理者である社会福祉法人アコモード1団体でした。

選考経過については、我孫子市福祉センター指定管理者選考委員会において、令和6年12月12日に指定管理者募集要領、仕様書、選定基準、上限額を審査し、令和7年1月21日に事務局による書類審査を行い、令和7年1月29日に指定管理者候補者による提案等の説明及びそれに対

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

する質疑を行い審査いたしました。

選考理由は、管理者として指定されてから現在までの我孫子市老人福祉センターつつじ荘の管理運営などの実績を基に、利用者が平等に利用できるようにするための運営会議の開催や、利用者とのコミュニケーション、利用者の状況に応じた苦情の対応、法人の人材を生かした自主事業などが評価され、安定した管理業務が認められたためです。

選考の評価結果については、議案資料32ページを御覧ください。

事業計画に係る評価、合計点は650点満点で総合点のうち80%、指定管理料に係る評価は162点満点で総合点のうち20%で、総合点の満点は812点です。また、事業計画に係る評価合計点の650点満点に対し、60%の390点に満たない提案は失格としています。

今回、選定された団体の事業計画に係る評価合計点は516点で、390点を上回っています。

同じページの下段部分の指定管理料の提案額は1億9,277万2,000円で、指定管理料の限度額以内となっています。

以上により、審査の結果、指定管理者候補者選定評価の基準を満たしていることから、応募団体、社会福祉法人アコモードを指定管理者候補者として選定いたしました。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（芝田真代君） 決定事項なので公開できるかと思うんですけども、この指定管理者選考委員会の施設利用者代表2名、学識経験者2名、障害者支援課長、財政課主任、公開していただけますか。

（「職員は知ってるよね」と呼ぶ者あり）

○委員（芝田真代君） こちらに公開してもらえますか。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） ホームページに掲載しているかと思うんですが。

○委員（芝田真代君） 読み上げてもらっていいですか。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） まず、利用者の方は、布施さんです。それから、稲勝さん。学識経験者は、大学の先生で佐久間先生、それから税理士さんで森さん、それから、障害者支援課の課長は竹井課長、財政課の職員で有田主任。

○委員（芝田真代君） ホームページに載っているのに繰り返し聞いてしまって申し訳ないです。

ちょっと資料として残ると思うので、ありがとうございます。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第19号に対する質疑を打ち切ります。

議案第20号、財産の取得（小学校教師用指導書及び中学校教師用指導書）について、当局の説明を求めます。

○教育相談センター所長（遠藤美香君） それでは、議案第20号、財産の取得（小学校教師用指導書及び中学校教師用指導書）について御説明いたします。

議案書201ページをお開きください。

まず、初めに提案理由です。

小学校における特別支援学級の増加及び中学校教科書の改訂に伴い必要となる教師用指導書を購入するため提案するものです。

次に、取得する財産の内容についてです。

1、デジタル版を含む小学校教師用指導書を343冊、2、デジタル版を含む中学校教師用指導書を392冊、3、取得価格2,275万3,940円、4、取引先、有限会社桑原書店となっております。

教師用指導書の購入につきましては、文部科学省が特約供給所を指定し、特約供給所は取次供給所の選定を行います。我孫子市においては、学校ごとに指定された取次供給所2社から、それぞれ購入することになっております。今回、取得するものは、取次供給所1社に割り当てられた小学校8校、中学校4校及び教育委員会分となっております。

なお、取次ぎ供給所、もう1社に割り当てられた小学校5校、中学校2校分につきましては、予定価格が2,000万円未満のため議案を提出しておりません。

以上で議案第20号の御説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（江川克哉君） 詳しい御説明ありがとうございました。

まず、本市において、小学校における特別支援学級の増加ということなんですけれども、どのぐらい、クラス数と人数をお示してください。

○教育相談センター所長（遠藤美香君） 小学校、まだ、決定ではないんですが、今の状態で5クラス増加で約40名のお子さんが増える予定です。

○委員（江川克哉君） 今回、この小学校における特別支援学級の増加及び小中学校教科書の改訂に伴い、教師用指導書を購入することなんですけれども、特別支援学級の先ほどの5クラス40名の増加のことで、それから、指導書を購入しないといけないというのは、今まであったものと足りなくなってしまうということか、改訂なので、その関連性についてはどのようなものな

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

んでしょうか。

○教育相談センター所長（遠藤美香君） 小学校は、昨年度、改訂しております。よって、特別支援学級のお子さんが増えることによって、特別支援学級は縦割りなので、いわゆる1年生の子が1年生だけで特別支援学級を組むわけではないので、増えたら増えたなりに指導する指導書が必要だったりとか、あとはその子に合わせて交流級で学んだり支援級で学ぶので、その時々々の教科によって必要な指導書が、また、変わってきますので、その分を試算して計上しております。

中学校に関しては、特別支援級と通常級合わせての試算ということで、392冊ということで計上させていただいております。

○委員（江川克哉君） デジタル版も含むということなんですけれども、例えばなんですが、その指導書の変更点というか、改訂の内容、また、代表としたものはどんなものがありますでしょうか。難しいですかね。

○教育相談センター所長（遠藤美香君） 非常に難しいんですが、昔は朱書きという、本に、見たことあるかとは思いますが、先生の教科書に赤い字で指導のものが書いてあったというのが一般的なものだったんですけれども、今は、デジタルで見せたほうが子どもたちにとっても指導しやすいというものの教科もありますので、その朱書きプラス、デジタル版のものもありますし、デジタル版だけのものもあって、必要な学校のほうにも調査をかけて、どんなものが必要かというのを挙げてきてもらった中で、教育相談センターのほうで精査をかけて計上させていただいているというような状況になります。

○委員（江川克哉君） 今後とも適切な指導をよろしくお願いします。以上です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第20号に対する質疑を打ち切ります。

議案第22号、令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） それでは、議案第22号、令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

補正予算書の117ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9,932万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ115億4,378万7,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づいて主な項目を御説明いたします。

125ページを御覧ください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

初めに歳入です。

款1項1目1一般被保険者国民健康保険税の節1現年課税分につきましては、転入者の所得確定等により見込みを上回ったことに伴い1,280万円を増額するものです。

下段の款3項1目1保険給付費等交付金の節1保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、被保険者減等により保険給付費の支出が当初見込みを下回ったことに伴い4億7,750万円を減額するものです。

節2保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、特定健康診査等負担金等の交付決定見込みなどを踏まえ、5,432万9,000円を減額するものです。

127ページを御覧ください。

款4項1目1一般会計繰入金のうち、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）及び節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、合わせて8,695万6,000円を増額するものです。

節3未就学児均等割保険税繰入金につきましては、未就学児均等割保険料負担金の交付決定に伴い22万6,000円を減額するものです。

節4職員給与費等繰入金につきましては、歳出における総務費の減額に合わせて490万8,000円を減額するものです。

節5産前産後保険税繰入金につきましては、産前産後保険料負担金の交付決定に伴い108万円を減額するものです。

節6出産育児一時金等繰入金につきましては、歳出における出産育児一時金の減額に伴い866万7,000円を減額するものです。

節8その他一般会計繰入金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の増額等による財源調整に伴い5,070万8,000円を減額する一方、国民健康保険財政調整基金に積み立てるため1億円を繰り入れることから4,929万2,000円を増額するものです。

項2目2出産費資金貸付基金繰入金につきましては、令和6年第4回定例会において、我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例が廃止されたことに伴う繰入れとして231万6,000円を計上するものです。

目3高額療養費貸付基金繰入金につきましては、令和6年第4回定例会において、我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例が廃止されたことに伴う繰入れとして37万8,000円を計上するものです。

129ページを御覧ください。

款6項1目1延滞金加算金及び過料の節1一般被保険者延滞金につきましては、当初見込みを下回ったことに伴い80万円を減額するものです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

項2目1一般被保険者返納金につきましては、不当利得による返納金が、過年度分は当初見込みを上回ったものの、現年度分は当初見込みより下回ったため96万5,000円を減額するものです。

目2一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故による第三者求償返還金額が当初見込みを下回ったことにより260万円を減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

131ページを御覧ください。

款1項1目1一般管理費のうち、右側ページの説明欄1つ目の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）につきましては、会計年度任用職員の退職に伴い297万4,000円を減額するものです。

説明欄2つ目の丸、国民健康保険事務運営費につきましては、通信運搬費等が当初見込みを下回ったことなどに伴い127万6,000円を減額するものです。

133ページを御覧ください。

款2項1療養諸費につきましては、被保険者数の減などにより当初見込みを下回ったことなどから、療養諸費全体で4億680万円を減額するものです。

項2目1一般被保険者高額療養費につきましては、被保険者数の減などにより当初見込みを下回ったことなどから7,000万円を減額するものです。

項4目1出産育児一時金につきましては、当初見込みよりも件数が下回ったことにより1,300万円を減額するものです。

135ページを御覧ください。

項6目1傷病手当金につきましては、見込みを下回ったことにより40万円を減額するものです。

下段の款4項1目1保健衛生普及費の節12委託料につきましては、データヘルス計画に基づく保健事業委託料のうち糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導委託分において、保健指導申込者数が当初の見込みを下回ったことなどに伴い441万円を減額するものです。

節18負担金補助及び交付金につきましては、138ページになりますが、はりきゅうマッサージ利用者助成金における申請件数が当初見込みを下回ったことにより80万円を減額するものです。

137ページを御覧ください。

項2目1特定健康診査等事業費につきましては、健康づくり支援課への執行委任により実施している特定健診・特定保健指導等事業において、特定保健指導の当初見込みを下回ったことにより、一般会計への繰入金100万円を減額するものです。

下段の款9項1目1財政調整基金積立金につきましては、国保財政の健全化を図るため、歳入で説明しました、その他一般会計繰入金の1億円に、我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

関する条例及び我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止に伴う、貸付金、繰入金を合わせた1億269万4,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第22号に対する質疑を打ち切ります。

議案第23号、令和6年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、当局の説明を求めます。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第23号、令和6年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書の143ページを御覧ください。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,103万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億4,672万3,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に沿って主な内容を御説明いたします。

151ページを御覧ください。

初めに、歳入について御説明いたします。

歳入では、主に歳出予算における保険給付費及び地域支援事業費の支出の増減に伴い、特定財源となる国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金について、それぞれ増額、減額するものです。

上段、国庫支出金は、款2項1目1介護給付費負担金について7,171万円を増額するものです。

中段、款2項2目1調整交付金について、交付額が決定したため517万6,000円を減額するものです。

その下、款2項2目2地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）について845万7,000円を減額するものです。

その下、款2項2目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）について57万4,000円を減額するものです。

その下、款2項2目4保険者機能強化推進交付金については、交付額が決定したため651万7,000円を減額するものです。

その下、款2項2目5介護保険保険者努力支援交付金については、交付額が決定したため136

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

万1,000円を減額するものです。

153ページを御覧ください。

上段、款3支払基金交付金、中段、款4県支出金、155ページ上段、款6項1一般会計繰入金については、款2国庫支出金と同様、介護給付費交付金負担金については増額となり、地域支援事業交付金については減額となります。

款6項1目5その他一般会計繰入金のうち、節1職員給与費等一般会計繰入金は1,337万2,000円、節2事務費繰入金は320万1,000円を減額するものです。

中段、款6項2目1介護保険財政調整基金繰入金については、保険給付費に不足が生じたことから1億514万9,000円を増額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

157ページを御覧ください。

款1総務費では、項1目1一般管理費、説明欄1つ目の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）については、介護認定調査員の退職などから1,337万2,000円を減額するものです。

説明欄2つ目の丸、介護保険事務運営費については、高齢者支援台帳システム備品購入費が入札の結果、安価に契約できたことにより170万1,000円を減額するものです。

中段、款1項3目2認定調査等費、説明欄の丸、介護認定調査費については150万円を減額するものです。

下段、款2保険給付費については、利用者や対象者の増加により増額するものです。

款2項1目1居宅介護サービス等給付費のうち、説明欄1つ目の丸、居宅介護サービス給付費については、利用者が当初の見込みを上回るため3億8,000万円を増額するものです。

説明欄3つ目の丸、地域密着型介護サービス給付費は、利用者が当初の見込みを下回るため4,000万円を減額するものです。

159ページを御覧ください。

款2項1目3居宅介護サービス計画等給付費のうち、説明欄の丸、居宅介護サービス計画給付費については、給付費が当初の見込みを上回るため2,100万円を増額するものです。

下段、款2項4目1高額介護サービス費のうち、説明欄の丸、高額介護サービス費については、給付額が当初の見込みを上回るため2,800万円の増額となります。

161ページを御覧ください。

上段、款2項6目1特定入所者介護サービス等給付費のうち、説明欄の丸、特定入所者介護サービス費については、給付額が当初の見込みを下回るため1,500万円を減額するものです。

中段、款3地域支援事業費では、項1目1介護予防・生活支援サービス事業費では、説明欄の丸、介護予防・生活支援サービス事業費については、利用者、利用回数が当初の見込みを下回るため

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

4, 000万円を減額するものです。

下段、款3項2目1一般介護予防事業費のうち、説明欄1つ目の丸、地域介護予防活動支援事業については、参加者数が当初の見込みを下回るため207万6,000円を減額します。

163ページを御覧ください。

中段、款4項1目1介護保険財政調整基金積立金は、歳入における第三者納付金の削減に伴い100万円を減額するものです。

今回の補正により、基金積立額残高は13億8,679万7,000円となります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第23号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

---

午後1時02分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

午前中に引き続き議案を審査いたします。

議案第24号、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 議案第24号、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書の169ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,725万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億546万6,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づいて主な項目を御説明いたします。

177ページを御覧ください。

初めに歳入です。

款1項1目1の後期高齢者医療保険料につきましては、実績を踏まえ、節2の滞納繰越分を100万円減額するものです。

款2項1目1の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する保険料軽減分に対して補

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

填される公費、県が4分の3、市が4分の1の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金1,625万6,000円を減額するものです。

目2のその他一般会計繰入金につきましては、その下の款4項3目1の受託事業収入の減額に伴い、一般会計からの事務費繰入金25万5,000円を増額するものです。

款4項3目1受託事業収入につきましては、交付決定に伴い、25万5,000円を減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

179ページを御覧ください。

款2項1目1の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入でも御説明しましたが、低所得者に対する保険料軽減分に対して補填される公費の交付決定等に伴い、1,725万6,000円を減額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第24号に対する質疑を打ち切ります。

議案第27号、令和7年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長（海老原正君） 議案第27号、令和7年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の13ページを御覧ください。

令和7年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117億9,000万円と定めるもので、前年度と比較して9,000万円、0.76%の減額となりました。これは被保険者の減少に伴う保険給付費全体の減額や事業見直しに伴う保健事業費の減額などによるものです。

次に、事項別明細書に沿って主な項目を説明させていただきます。

予算書の400ページを御覧ください。

予算説明資料は94ページからになります。

初めに歳入です。

款1国民健康保険税は、対前年度比較8,070万6,000円増の25億9,813万1,000円を計上しました。増額となった主な要因は、国が示した仮係数に基づき千葉県が市町村ごとに示している標準保険料率を参考に税率等を見直ししたことによるものです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なお、現年課税分の予定収納率は、実績等を踏まえ、医療給付費分及び後期高齢者支援金分は前年度と同様の93.5%、介護納付金分は前年度から2.5ポイント減の91%と見込みました。

下段の款3項1目1国庫補助金は、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴うシステム改修費に対して交付されるもので、右側の401ページ、節1子ども・子育て支援事業費補助金として1,466万6,000円を計上しました。

402ページを御覧ください。

款4項1目1保険給付費等交付金の右側403ページになりますが、節1保険給付費等交付金（普通交付金）は、市が保険給付に要した費用に対して交付される交付金として、対前年度比較6,661万6,000円減の80億9,630万6,000円を計上しました。減額となった主な要因は、被保険者の減少などに伴う保険給付費の減額によるものです。

節2保険給付費等交付金（特別交付金）は、市町村の特別の事情に応じて交付される特別調整交付金分、都道府県繰入金の2号繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健康診査費用の3分の2負担分など1億5,576万7,000円を計上しました。減額となった主な要因は、令和6年度に交付のあったマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費に係る交付金が令和7年度はないことによるものです。

款5項1目1一般会計繰入金は、対前年度比較9,268万7,000円減の8億8,380万8,000円を計上しました。

右側の403ページを御覧ください。

節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、保険税の軽減措置を行った場合などに軽減措置相当分を公費で補填するものです。節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、低所得者の加入割合に応じて一定の支援をするものです。節1及び節2を合わせ、対前年度比較4,965万3,000円増の5億2,991万2,000円を計上しました。増額の主な要因は、保険税率の一部を見直したことなどによるものです。

節3未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児の均等割保険税の軽減措置に対して公費で補填するもので、対前年度比較84万5,000円減の322万7,000円を計上しました。減額の主な要因は、保険税率の一部を見直したことなどによる増はあるものの、未就学児の被保険者が減少したことなどによるものです。

節4職員給与費等繰入金は、一般職人件費、会計年度任用職員人件費、事務運営費等に要する費用に対する繰入金で、対前年度比較635万4,000円減の2億8,849万7,000円を計上しました。減額の主な要因は、一般職人件費の減などによるものです。

節5産前産後保険税繰入金は、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割及び均等割保険税の軽減措置に対して公費で補填するもので、対前年度比較86万5,000円減の137万

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

5, 000円を計上しました。

節6 出産育児一時金等繰入金は、歳出における出産育児一時金に対する繰入金で、当該一時金総額の3分の2に相当する額として、対前年度比較333万4,000円減の2,000万円を計上しました。

節7 財政安定化支援事業繰入金は、保険財政の健全化及び保険税の負担の平準化を目的に国の財政措置の下、一般会計から繰り入れるもので、対前年度比較403万2,000円減の4,079万7,000円を計上しました。

404ページを御覧ください。

2段目の款6項1目1前年度繰越金は、令和6年度の収支が、まだ、不確定ではありますが、決算に伴う繰越金として1,000万円を計上しました。

款7 諸収入は、延滞金、不当利得の返納金、交通事故等による第三者納付金などの収入となります。款7全体では、対前年度比較283万7,000円減の3,129万2,000円を計上しました。減額の主な要因は、第三者納付金について実績を踏まえ、減額を見込んだためです。

続きまして歳出です。

408ページを御覧ください。

款1項1目1一般管理費の2億1,566万6,000円につきまして、右側の409ページを御覧ください。

説明欄の最初の丸、一般職人件費（一般管理費）は16人分の人件費として、対前年度比較748万3,000円減の1億2,467万7,000円を、その下の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）は9人分の人件費として、対前年度比較575万1,000円減の2,587万7,000円を計上しました。

その下の丸、国民健康保険事務運営費は、対前年度比較128万2,000円減の6,511万2,000円を計上しました。減額の主な要因は、通信運搬費について郵送方法を見直したことなどによるものです。

なお、下から8つ目の国民健康保険システム開発・改修委託料につきましては、国の策定する標準仕様に準拠したシステム導入に伴う高額療養費支給システム改修及び令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴うシステム改修の業務委託料として1,532万6,000円を計上しました。

410ページを御覧ください。

下段の項2 徴税費の3,252万4,000円につきまして、右側の411ページを御覧ください。

説明欄の最初の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）は、会計年度任用職員4人分の人

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

件費として、対前年度比較333万5,000円増の1,398万4,000円を計上しました。

その下の丸、国民健康保険税賦課徴収事務費は、対前年度比較320万2,000円増の1,854万円を計上しました。増額の主な要因は、郵便料金値上げに伴う通信運搬費の増や保険税の滞納者対策として新たに電子預金照会システムを導入するため、使用料として109万6,000円を計上したためです。

412ページを御覧ください。

下段の款2保険給付費は、国民健康保険事業の主たる業務である被保険者の疾病や負傷に係る給付になります。

項1目1療養給付費は、被保険者数の減少に伴い、対前年度比較5,000万円減の70億円を計上しました。目2療養費は、被保険者数の減少に伴い、前年度比較500万円減の7,000万円を計上しました。目3審査支払手数料は、審査支払機関である千葉県国民健康保険団体連合会による審査手数料の単価改定に伴い、対前年度比較838万4,000円増の2,425万6,000円を計上しました。療養諸費全体では、対前年度比較4,661万6,000円減の70億9,425万6,000円を計上しました。

414ページを御覧ください。

項2高額療養費は、同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったときに支給される療養費で、目1高額療養費は、被保険者数の減少に伴い、対前年度比較2,000万円減の10億円を計上しました。目2高額介護合算療養費は、前年度と同額の200万円を計上しました。

3段目の項4目1出産育児一時金は、被保険者が出産した場合に、1子につき50万円を保険給付するもので、被保険者数の減少に伴い、対前年度比較500万円減の3,000万円を計上しました。

下段の項5目1葬祭費は、被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った方に5万円を支給するもので、前年度と同額の900万円を計上しました。

416ページを御覧ください。

2段目の項6目1傷病手当金は、国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のためその労務に服することができない方に対し給付するものです。適用期間は令和5年5月7日で終了しましたが、時効前の申請に対応するため、対前年度比較37万4,000円減の12万6,000円を計上しました。

款3国民健康保険事業納付金は、広域化に伴い、県が財政運営の責任主体となって、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれについて、県全体の必要所要額を見込み、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を市町村ごとに国民健康保険事業納付金として決定します。

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

市はその決定額を県に納めることとなります。

項1目1医療給付費分は、対前年度比較2,871万2,000円増の21億5,659万8,000円を計上しました。

項2目1後期高齢者支援金等分は、対前年度比較3,289万1,000円減の8億2,543万4,000円を計上しました。

418ページを御覧ください。

項3目1介護納付金分は、対前年度比較38万1,000円減の2億6,663万1,000円を計上しました。

款4項1目1保健衛生普及費は、人間ドック健診委託料、データヘルス計画に基づく保健事業委託料、はりきゅうマッサージ利用者助成などで、対前年度比較1,016万6,000円減の4,532万6,000円を計上しました。減額の主な要因は、短期人間ドックの受診にかかる費用助成及びはりきゅうあんま等の施設利用に対する費用助成を見直したことなどによるものです。

項2目1特定健康診査等事業費は、特定健診・特定保健指導を健康づくり支援課へ執行委任しているため一般会計への繰出金となり、対前年度比較271万3,000円増の8,141万2,000円を計上しました。増額の主な要因は、受診率向上のため、新たに受診勧奨通知等の作成を委託することなどによるものです。

420ページを御覧ください。

款5諸支出金は、保険税還付金、償還金などの支出となります。対前年度比較207万6,000円減の1,842万7,000円を計上しました。減額の主な要因は、実績等を踏まえ、保険税還付金の減額を見込んだためです。

422ページを御覧ください。

款6予備費は、当初予期しなかった支出や予算に不足が生じた場合などに充用するもので、対前年度比較415万8,000円増の915万8,000円を計上しました。

最後に、令和7年度当初予算案は、本係数に基づいた国民健康保険事業納付金の反映が間に合わないため、今年度当初予算と同様、仮係数に基づき予算編成を行いました。本係数による算定結果の予算への反映につきましては、9月補正予算で調整を行いたいと考えています。なお、本係数では、歳出のうち、款3国民健康保険事業費納付金全体で約8,200万円の増となります。

以上で令和7年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第27号に対する質疑を打ち切ります。

議案第28号、令和7年度我孫子市介護保険特別会計予算について、当局の説明を求めます。

○高齢者支援課長（長島公子君） 議案第28号、令和7年度我孫子市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の19ページを御覧ください。

本案は、令和7年度我孫子市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ132億3,000万円と定めるものです。対前年度比8.8%の増となっております。主な増額の理由としては、要介護・要支援認定者の増加により、保険給付費が増加していることによるものです。

歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、21ページから22ページまでの第1表歳入歳出予算のとおりです。

それでは、予算の内訳につきまして事項別明細書に沿って御説明いたします。

まず、歳入について、予算書438ページを御覧ください。

予算説明資料は99ページからになります。

歳入のうち、款1介護保険料、項1目1第1号被保険者保険料は26億807万1,000円で、後期高齢者等保険料段階が低い方の割合が増加し、対前年度比2.9%の減となっております。

次に、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は21億7,538万2,000円で、対前年度比9.6%の増となっています。

その下、項2国庫補助金は、項2全体で7億2,059万2,000円、対前年度比12%の増となっており、増額の主な理由は、後期高齢者の増加に伴う調整交付金の増分によるものです。

440ページ、中段を御覧ください。

款3支払基金交付金は、介護保険事業費に対する40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分となります。目1介護給付費交付金、目2地域支援事業支援交付金は記載のとおりで、支払基金交付金全体では34億751万7,000円、前年度比9.2%の増となっております。

次に下段、款4県支出金は、介護保険事業費に対する県の負担分となります。

項1県負担金、目1介護給付費負担金は、介護給付費の増額に伴い、18億434万4,000円、対前年度比9.9%の増となっています。

続きまして、予算書442ページに移りまして、項2県補助金、目1と目2の地域支援事業費交付金は、地域支援事業費減額に伴い、9,152万1,000円、対前年度比3.4%の減となっています。主に介護予防生活支援サービス事業費の減分によるものです。

次に、下段の款6繰入金、項1一般会計繰入金は、介護保険事業費に対する市の負担分となります。このうち、目1介護給付費繰入金は、介護サービス利用者の増加に伴い増額を見込む一方で、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、目3地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、目4低所得者保険料軽減繰入金は、前年度予算に対し介護サービス費用等を精査し減額を見込んだため、市負担分も減額となっています。

続きまして、予算書444ページ、項2基金繰入金は3億4,082万円を事業費の財源として充当するものです。

続いて歳出について主な内容を御説明申し上げます。

予算書の448ページを御覧ください。

まず、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は2億8,079万7,000円、対前年度比3.5%の増となっています。増額の主な理由は、449ページ、5つ目の丸、介護保険事務運営費の下から2行目、介護保険事業計画策定業務委託料385万9,000円は、令和9年度から11年度までの第10期介護保険事業計画・第11次高齢者保健福祉計画を策定するに当たり、基礎資料収集のためのアンケート調査を実施し、報告書を作成すること。さらに、その下、高齢者支援台帳サーバー及び端末設定業務委託料842万4,000円は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、自治体は国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行することが求められていることから、令和7年度末までに高齢者支援台帳システムを改修するため増額になっています。

予算書452ページを御覧ください。

款2保険給付費は122億4,530万9,000円で、介護サービスの利用者の増加に伴い、対前年度比9.7%の増となっています。

項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス等給付費は65億2,791万円、対前年度比9.1%の増となっています。

続いて、予算書454ページ、目2施設介護サービス等給付費は42億7,042万8,000円と、対前年度比10.5%の増となっています。

目3居宅介護サービス計画等給付費は6億442万8,000円と、対前年度比11.6%の増となっています。

同じく、456ページ、項2介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方が利用する給付費で、介護サービスの利用者の増加に伴い、通所などの介護予防サービス給付、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画給付費などの増を見込み、対前年度比14.3%増の2億5,075万1,000円を見込んでいます。

下段、款2項4高額介護サービス等費は、介護サービスの利用増による対象者の増加を見込み、3億5,031万9,000円を計上しています。

次に、予算書460ページ、款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

介護認定の要支援1、2の方が利用する訪問介護と通所介護の費用です。対前年度比5.6%減の3億5,139万5,000円を見込んでいます。

項2一般介護予防事業費は2,283万4,000円で、前年度実施した遊具運動教室の修繕費及び会計年度任用職員産休代替分の減額により、対前年度比11.5%減となっています。後期高齢者が増加していく中で、要介護状態にならないよう、引き続き、介護予防等への支援、啓発に努めてまいります。

予算書468ページを御覧ください。

款4項1基金積立金、目1介護保険財政調整基金積立金は1,810万5,000円となっています。なお、基金残高は10億6,408万2,000円になります。

最後に、ページ戻りまして、予算書の23ページを御覧ください。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

令和9年度から11年度を計画期間とする第10期介護保険事業計画・第11次高齢者保健福祉計画を策定するに当たり、令和7年度に事業者と2年間の契約を締結するため359万2,000円を限度に債務負担行為を設定するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第28号に対する質疑を打ち切ります。

議案第29号、令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 議案第29号、令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の27ページを御覧ください。

令和7年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億1,800万円と定めるもので、対前年度1億200万円、3.8%の増額となっております。

それでは、事項別明細書に沿って主な項目を御説明いたします。

予算書484ページを御覧ください。

あわせて予算説明資料は103ページを御覧ください。

初めに歳入です。

款1後期高齢者医療保険料は、対前年度8,265万1,000円増の24億226万9,000

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

円を計上しました。

内訳につきましては、485ページ上段を御覧ください。

節1現年度分は、特別徴収と普通徴収を合わせて23億9,426万9,000円、節2滞納繰越分は800万円を計上しました。

款2国庫支出金は、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴うシステム改修費に対して交付されるもので943万円を計上しました。

款3項1目1の保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料の軽減分を千葉県後期高齢者医療広域連合に拠出するための一般会計からの繰入金で、対前年度894万円増の3億3,985万5,000円を計上しました。この繰入金につきましては、県が4分の3、市が4分の1を負担することとなっております。

その下の目2のその他一般会計繰入金は、職員の給与費、会計年度任用職員の報酬、後期高齢者医療制度の事務運営費や保険料徴収事務に要する費用等に係る繰入金で、対前年度89万9,000円増の5,026万円を計上しました。

486ページを御覧ください。

款4繰越金につきましては、令和6年度の決算が不透明な状況ではありますが、令和6年度当初予算と同様に500万円を計上しました。

款5項1目1の延滞金は、滞納繰越分保険料等の徴収の際に加算された延滞金分として、令和6年度当初予算と同様に50万円を計上しました。

その下の項2目1保険料還付金は、転出や死亡などの異動に伴う保険料の還付金を千葉県後期高齢者医療広域連合から受け入れるもので、対前年度60万9,000円減の570万8,000円を計上しました。

その下の目2の還付加算金は、被保険者の所得更正等により保険料が減額され、納め過ぎた保険料を還付する際に、利息に相当する還付加算金が発生することがあります。その還付加算金を千葉県後期高齢者医療広域連合から受け入れるもので、対前年度2万5,000円減の2万5,000円と計上しました。

その下の項3目1の受託事業収入は、保険料決定通知書の印刷や郵送などに係る事務費分として千葉県後期高齢者医療広域連合から受け入れるもので、対前年度65万5,000円増の469万7,000円を計上しました。

次に歳出です。

490ページを御覧ください。

款1項1目1の一般管理費は、一般職と会計年度任用職員の人件費、資格確認書の郵送料や窓口業務等委託料など後期高齢者医療事務運営費に要する経費で、対前年度951万9,000円増の

**【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。**

5,620万8,000円を計上しました。

なお、右側の491ページ、説明欄の下から3つ目の後期高齢者医療システム改修委託料につきましては、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴うシステム改修業務委託料として943万円を計上しました。

その下の項2目1の徴収費は、保険料決定通知書の印刷製本費や郵送料など保険料の徴収に要する事務費で、対前年度152万4,000円増の743万5,000円を計上しました。

492ページを御覧ください。

款2項1目1の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と県及び市から受入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、対前年度9,159万1,000円増の27億4,762万4,000円を計上しました。増額となった主な要因は、被保険者数の増加などによるものです。

その下の款3項1の償還金及び還付加算金は、歳入でも御説明したとおり、転出や死亡などの異動による保険料の更正に伴う還付金等で、歳入と同額となりますので、保険料還付金は570万8,000円、還付加算金は2万5,000円を計上しました。

その下の款4項1目1の予備費は、当初予期しなかった支出や予算に不足が生じた場合に充用するもので、令和6年度当初と同様に100万円を計上しました。

以上で令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算案の概要について説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第29号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

---

午後1時53分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

これより順次採決いたします。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第9号、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第9号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号、令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第22号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号、令和6年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第23号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第24号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号、令和7年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第27号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号、令和7年度我孫子市介護保険特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第28号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号、令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第29号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第17号、議案第18号、議案第19号及び議案第20号につきまして一括して採決いたします。

議案第8号、我孫子市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、我孫子市修学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第11号、我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、工事請負契約の締結（我孫子市立久寺家中学校屋上防水、外壁等改修工事）について、議案第18号、工事請負契約の変更（我孫子市民体育館給排水設備等更新工事）について、議案第19号、指定管理者の指定（我孫子市高齢者福祉センターつつじ荘）について、議案第20号、財産の取得（小学校教師用指導書及び中学校教師用指導書）について、以上議案7件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

---

午後2時09分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに生涯学習部に対する質問をお願いします。

○委員（芝田真代君） よろしくをお願いします。

五本松広場整備運営について質問させていただきます。

ただいま、五本松公園のほうではサッカー・ラグビー場の建設をする目標を立てて、私たちも勉強会など参加させていただいているんですけども、私たちの勉強会でも、こういうふうにしたらいいな、ああいうふうにしたらいいなという意見を出し合いながらやってきましたが、勉強会は火災よりも先だったので、結構、フレキシブルにいろんな意見を言い合えたんですが、今、市の財政圧迫を訴えられている中で、早急に五本松のサッカー・ラグビー場を造るのが的確な判断なのかというのはいちと疑問に思うところです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

市長の答弁にもありましたけれど、周辺と肩を並べる必要がないというのは、まさにこういう建設のものに対して当てはめるべきではないかと考えます。

もう一つは、サッカー場はゆうゆう公園に、そして、ラグビー場はNECを借りられるように何とかしたらどうかと思います。というのも、NEC、この間、「ジモトトピックス」というジェイコムテレビの番組を見ていたら、相当、広いい施設で、しかも小学生が部活動の地域移行の体験で行ったりしているのもありますし。五本松公園にはバス停がなくて、NECの近くにはバス停があるというのがちょっと大きな利点であると考えます。

あと、もう一つの点は、サッカー・ラグビー場は、割と近郊市にありがちではあると思うんです。だけれどもアーバンスポーツなどは、目標に入っていたと思うんですけれども、他県、他市にない部分でもあるので、建設などを、今、早急に焦って考えてやってしまうよりは、いろいろな可能性を秘めているという部分で熟慮する余地があると考えます。いかがでしょうか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 五本松運動広場整備事業ですが、これは、もう、平成20年代から、スポーツ少年団、それから、サッカー協会等から、利根川ゆうゆう公園が秋季の大雨等で氾濫することによって、何か月も使用できなくなってしまうという現状があるんだと、そういったところを改善してほしいということで、水没しない通年で使えるサッカー場をぜひ整備してほしいという、かなり深刻な痛切な訴えがありました。

議会等でも、平成28年度以降、そういった議論が積み重ねられて、現在に至り、令和5年3月に策定いたしました我孫子市スポーツ推進計画においても、この五本松運動広場整備事業というのは重点施策として位置づけております。

そういった中で、現在、進めている五本松運動広場整備事業を一旦中止するのではなく、これを速やかに完成することによって、多くの市民の期待に応えることこそがスポーツ施策としては正しいと考えておりますので、こちらを私どもは推進していきたいと考えております。

それから、先ほど委員のほうから質問の中であったゆうゆう公園のことについては、現状、そういうところですが、NECに関しましては、恐らく委員のほうで視聴していただいた番組というのは、私たちとNECとの取組の「ブカツ未来アクション」という、これは部活動地域移行を念頭に置いた事業になりますけれども、その際にもNECさんとは打合せを何回もしていたんですが、基本的に、やはり、NECのグラウンドというのは、1つはやっぱりプロラグビーチームのグリーンロケッツ東葛の練習拠点であるということ、ですから、向こうのチームの利用が、まず、最優先になっているということがあります。

それから、事業場という性格上、どうしても知的財産が集約されているところなので、セキュリティーが非常に厳しく、私どもが五本松運動広場で目指している多くの市民が参加しやすいようなスポーツ施設ではなく、現状はNECのグラウンドというのは、特定の限られた条件でなければ利

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

用できないというところになっています。

ということで、このスポーツ推進計画の中にも銘打たれている子どもから大人まで誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるという環境においては、五本松運動広場が一番よろしいと考えております。

あと、交通アクセスにつきましては、確かに御指摘のとおりのところがありますけれども、現在、阪東バスの湖北台のバス停から、大体、徒歩十二、三分で来れるところでもありますし、市の一番中心部にあるという位置づけで見ると、懸念されているほど交通状況が悪いとは考えておりません。

アーバンスポーツ。確かに、そういったお声があることも承知しております。ただ、アーバンスポーツにおいては、やはり、近隣の住民との例えば騒音であったり、様々なトラブルが各地で生じていること、そういったことを考えますと、このところにアーバンスポーツの拠点を設けるというよりも、現在、使用されている、例えば、陸上競技でありますとか、サッカーでありますとか、グラウンドゴルフ、そういった方々の団体利用をまずは優先させたい。

今後、あの施設が指定管理等に置かれた場合には、例えば、そういったアーバンスポーツの備品を並べて使うような、いわゆるソフト展開のようなものもできると聞いておりますので、そういった事業展開の中で考えていきたいと考えています。

○委員（芝田真代君） やめる必要はないかもしれないんですけども、やはり、今、リサイクルセンターの話ですとか、軟弱地盤の話がたくさん出ている中で、無理やり推し進めるのはいかがかなと思っています。やはり、物をつくることに対して、市民が否定的な感情を抱いてしまうのが一番よくないことだと思っています。

リサイクルセンターや消防署というのは必要なものであって、建てたところで仕方なかったよねって言われるかもしれないんですけども、ちょっと今回のこの五本松サッカー・ラグビー場については、やっぱり私がこうやって言ってしまうぐらい、多分、こういうふうにしたらいいんじゃないかという考えが市民の中にあると思います。もうちょっとその声を寄せて、毎回、パブリックコメントで寄せていますって恐らくなると思うんですけども、パブリックコメント以外にも、例えば、どんな施設があったらいいですかみたいなことを小中学生の親御さんたちにアンケートを取ってみるとか、もちろん、子どもたちにも取ってみるとか。先ほども言いましたけど、何か、もうちょっと熟慮の余地があるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 先ほど説明いたしました、我孫子市スポーツ推進計画を策定する際に、市としてどういった施設が求められますかというアンケートを実施しています。そういったお声等を勘案すれば、スポーツ施設、特にサッカー、ラグビー、陸上競技、そういったものに対する要望は非常に強いと考えております。

それから、コンセンサスに関しましても、議会等でもこういったことは説明し、諮っている状況

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ですので、それは私は十分になされているものだと考えております。

○委員（芝田真代君） 勉強会のおきにも、私、申し上げさせていただきましたが、予算をつけていって、出来上がってからその予算を取り戻すまでのプロセスというのはあるんですかってお伺いしたときに、明確な御答弁いただけなかったんですけれども、どのような計画があるのか、再度御質問させてください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 委員がおっしゃっているというのは、使用料を徴収するといった、そういったことになりますでしょうか。お尋ねの趣旨としては。

○委員（芝田真代君） それが的確だと思うなら、それでお願いします。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） まず、五本松運動広場の整備に関しましては、もちろん、市の財源で出ていくところもありますけれども、どういった事業になるのかというところを策定した上で、国の学校施設環境改善交付金でありますとか、それから、デジタル田園都市構想交付金でありますとか、それから、日本サッカー協会のJFAサッカー施設整備事業助成金、それから、いわゆるtotoと呼ばれているスポーツ振興くじ助成金など様々な財源があります。それは複数充てることもできるんですが、重複は駄目だということで、ある程度、設計がなってきた段階で、できるだけ市の財政を傷めない方向で、こちらを導入していきたいと思っています。

それから、あともう一つは、使用者からの受益者負担という形で使用料を徴収することがあります。ただ、これに関しましては、市の受益者負担のあり方に関する基本方針というのがありまして、もちろん、整備にかかった費用を割り返して利用者に負担していただくのが第一なんですけど、それを丸々利用者に負担を強いるとかなり高額になってしまうため、激変緩和措置と申しまして、多くを市民に求め過ぎないようにする措置というのがあります。

それから、近隣市の同じような施設の使用料等も見て、こちらを決定していくこととなりますので、全てを利用者に求めるというわけではなく、それを少しずつ長期にわたって負担していただくような形を取ります。

最終的には、多くの方がこの施設を使っていただくことによって、健康寿命の増進でありますとか、スポーツに参加する機会を得ることが最大の還元だと私は思っておりますので、そういった方向で進めていきたいと考えています。

○委員（芝田真代君） いろいろな寄附の方法を考えてくださっていること、あと、平成20年から、もう、ずっと考えてきているということも鑑みて、建設を推し進めたいという気持ちはとってもしっかり取れました。ありがとうございます。

ただやっぱり、個人的にはもう推し進めるのは、ちょっと一旦待ったほうがいいという考えは、私は、ごめんなさい、ブレないんですけれども。

ほかのものとしてんびんにはかったときに、絶対にサッカー・ラグビー場という確固たる思いはあ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

りますか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 市の施策全般を私どもが見ているわけではありません。そこは御理解いただきたいんですけども。この施設を整備することによって、多くの市民がスポーツに参加する機会を得る、そして、それを通して多世代で交流する共生社会の実現を目指す、そういった理念にのっとって言えば、この施設は進めるべきだと思います。

さらに言えば、これによって湖北地区ににぎわいが生まれ、少しでも市の財政に寄与することができればと考えておりますので、何もサッカー、ラグビーと限定した使い方ではなく、様々なイベント活用でありますとか、そういったものに使うことによって、この施設をより魅力あるものにしていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○委員（芝田真代君） 御答弁、ありがとうございます。

他県、他市にもあるという意味で、我孫子市が決して入場者を落とさないように、そして、かつ、つくるときには財源を上げることのないように。今、もう、軟弱地盤で予算がどんどん削られている状況を見ると、やっぱりすごい熟考が必要ですし、後になって継ぎ足しの予算が充てられるとすごく後ろ指さされると思いますので、ぜひ、そのところ調査などもした上で、進める場合は進めてください。

個人的な意見は抑えますが、御回答、ありがとうございました。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 3 分休憩

---

午後 2 時 2 6 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

最後に、健康福祉部に対する質問をお願いします。

○委員（甲斐俊光君） 私は社会福祉課ですね。前回、教育福祉常任委員会で勉強会もしていただいたんですけど、第7次健康福祉総合計画をちょっと見ていまして、私もずっと不安に思っていた事業が出てくるんだなと思ひまして、非常にいい事業だなと思うので質問させていただきます。

身寄りのない高齢者を対象に意思決定支援などをしながら、日常生活に加えて入院・入居時の身元サービスを保障する支援や、死後の事後支援をするサービスを市として行っていくということで、民間事業者さんもやっている事業はあるんですけど、なかなか、最近、トラブルもあるということで、やはり信用できる市がやっていただくのがいいなと思っていたので、いい事業だと思います。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

この内容についてちょっと教えてください。

○社会福祉課長（小池斉君） 安心生活支援事業につきまして、来年度からスタートしたいということで予定をしております。

内容についてなんですが、既存の制度として成年後見制度というのはございます。こちらについては、判断能力のない方を対象にした制度でございまして、こちらですと、主に高齢者の場合ですと認知症の方、それから、そのほか障害者の方であれば、知的障害のある方と精神障害のある方ということで、判断能力のない方ということを経験のほうで認められた方に対する制度となっております。

今回、新たな制度として提案をさせていただいている安心生活支援事業につきましては、成年後見の対象にならない方と申しますか、身寄りのない方のうち判断能力はきちんとある方を対象にする予定となっております。

やはり、御高齢になりますと認知症になる方は、当然、いるんですが、今回の対象としては、がんですとか心筋梗塞だとか、そういったことで、突然、入院になる方がすごく多くいらっしゃると思います。そういったときに、頼れる身寄りのない方が、こういった公のサービスを事前に登録しておくことによって、いざというときにフォローしてもらえるとという安心感を、そういった身寄りのない御高齢の方を中心に、こういったサービスを提供できればいいなという思いで予定をするものでございます。

○委員（甲斐俊光君） 私、説明会で聞いたときも、令和2年度に高齢者単身世帯が9, 216人だったのが、令和6年には1万人を超えて1万784人ということで、右肩上がりですついに1万人を超えたので、市として何らかの対応しなきゃいけないということで、この事業を行われたという話を聞いて、我孫子市として素晴らしい事業だなと思っています。

他市の状況というか、ほかの市でやっているような事例があるんでしょうか。

○社会福祉課長（小池斉君） 他市で、千葉県内で実施しているところはまだございません。

直近大きなところだと、川崎市がようやく始めるという話は聞いているんですが、我孫子市が予定しているサービス全て実施するわけではなくて、そのうちの一部を実施するというのを聞いております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

やはり県下初というか、全国でも珍しい事業っていうのはやっぱり、いろんなところから注目されて、視察だとかもあるかもしれないし、マスコミの取材もあるかもしれないですし、非常にうまく離陸してほしいなと思っています。

これは社会福祉協議会のほうに委託される事業なんでしたっけ。

○社会福祉課長（小池斉君） 4月から社会福祉協議会に委託という形でお願いする予定です。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

そうすることによりまして、社会福祉協議会の地域でのネットワークがすごく有効に活用できるということで、民生委員の関係も委託しておりますので、民生委員さんですとか、あとは各地区の社会福祉協議会、あと、自治会との連携も社会福祉協議は非常に強いですので、そういったところから本当にこのサービスを必要としている方とうまくつながればいいなという思いで、社会福祉協議会に委託するという予定になっております。

○委員（甲斐俊光君） 意見ですけれども、民生委員さんも管理されているので、民生委員さん、やはり、地元すごい狭い範囲で根づいていますので、そういう情報の吸い上げなども多いと思いますので、適切な方をこのサービス事業のほうに組み入れていただいて、老後も高齢者独りでも、身寄りがなくても安心できるような我孫子市をぜひとも目指していただきたいと思います。私、意見ですので結構です。以上です。

○委員（島田安子君） すみません、高齢者のということでしたので。

この予算のところにもございましたけれども、市のほうでは令和6年度から8年度に、計画期間として我孫子市の第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画ということで、高齢化の進展が、どこの市でもだと思いますが、当然、我孫子市でも、今後も要介護の認定者の増加が見込まれていると思います。

予算のところにもございました介護保険サービスを利用する場合の介護サービスの必要度、どれぐらい介護のサービスを行う必要があるかというのを判断するために、介護認定審査会というのがあって、そこで、この人は要介護いくつだというようなことでの認定を受ける必要があるということなんですけれども、その認定を受けるまでの日数であるとか、そういったことについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。介護の認定審査会委員という方は、人数とか、職種とかを教えてくださいなればと思います。

○介護保険室長（茅野強君） 介護認定審査会の委員につきましては、介護保険法に「委員は、要介護者等の保健、医療または福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長が任命する」とあることから、本市では医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業者連絡協議会へ委員の推薦を依頼し、委嘱をしております。

定数については、本市の介護保険条例において定めている35名で、任期は2年で就任していただいております。

○委員（島田安子君） 審査会の35名の方たちが、すみません、私もちょっと想像があれなんですけれども、実は身内にもおりましたものですから、どれぐらいの介護の認定が必要なのかというチェックをする用紙を持って、その方が行ってというようなことがあって、そして、恐らくそれを持ち帰って、審査会の方々が判断をするということだと思っておりますけれども、その開催の方法であったりとかは、いかがでしょうか。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○介護保険室長（茅野強君） 委員は35名委嘱させていただいておりますが、開催手段としては、本市の介護認定審査会には8つの合議体がございます。各合議体は、医師を委員長、歯科医師を副委員長として、4名から5名の委員で構成されております。

開催方法といたしましては、オンラインまたは市役所に参集をして、各委員の通常の業務が終了した18時45分頃から1時間程度、開催をしております。各委員には1週間前に資料を送付し、事前に資料の読み込みをお願いしていただいております。開催回数につきましては、月9回、年間108回開催。審査件数につきましては、令和5年度実績で年間5,726件となります。

○委員（島田安子君） 本当に時間外に参集いただいているということで、大変にありがとうございます。

今後、認定をする方たちというか、高齢者の方たちも増えるのではないかと思いますけれども、その辺は、この認定はどのぐらいの間隔で認定って、そして、多分、その認定が受けられる、そういった要介護の認定によっては、こういった施設を使えるかというのもあると思うんですけれども、この認定までの市の現状といいますか、それを認定をできる日にちといいますか、そういったことをお教えいただければと思います。

○介護保険室長（茅野強君） 申請から認定まで、原則として30日以内に行うこととなっておりますが、現在、申請から認定まで平均で約43日程度の期間を要しております。ただ、この期間は一律ではなく、介護サービスの提供に急を要する方については、要介護認定の前倒し実施を行っております。

日数を要する主な原因としましては、要介護・要支援認定の申請者数が年々増加している一方で、認定調査を行うまでに日数を要していること、申請者が高齢者ということもあって、調査日に体調がすぐれず、例えば入院されたなど、認定調査を延期せざるを得ない場合があること、申請者の受診の状況などにより、主治医が意見書を記入できない場合があることなどが挙げられます。

本市といたしましては、介護サービスを必要とする方ができる限り早い時期に適切なサービスを受けることができるよう、今後も申請から認定までの期間短縮に努めてまいります。

○委員（島田安子君） 短縮のための我孫子市としての独自の取組と言いますか、恐らくは、この35名の人数をもう少し増やすとか、何か対策などはございますでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 本市独自の取組としては、3点ほどございます。

1点目は、認定調査票の確認にAIを導入いたしました。これまで職員の目視により行っていた認定調査票の確認について、AIにより自動化することにより、確認作業に従事していた職員を認定調査に充てられるようになりました。

2点目は、介護認定審査会のオンライン開催です。委員の方々の移動時間を削減することで、認定審査会の開始時間を早めることが可能となり、審査時間を長く確保できるようになりました。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

3点目は、認定審査会資料のペーパーレスシステムの導入です。介護認定審査会では、膨大な紙の資料を用意する必要がありますが、現在は一部の合議体での導入となっておりますが、このペーパーレスシステムの導入で事務が効率化し、コスト削減につながりました。

○委員（島田安子君） 本当によく分かりました。

本当に必要な方たちがこれから増えると思いますけれども、また、迅速によろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員（江川克哉君） 代表質問で、公明党の山下議員が個別避難計画に対して質問させていただきました。そのときの御答弁では、市民生活部からの御答弁だったんですけども、健康福祉部としての御答弁を、ぜひ、伺いたいと思います。

まず、初めに、本市においての避難行動要支援者名簿があると思うんですが、その人数を教えてくださいませんか。

○障害者支援課長（竹井智人君） 今、手元の資料なんですが、要支援者名簿の数、対象者2,994人となっております。ただ、実際にこちらの中で返答があった方、載せてもいいですよという同意があった方の数については、残念ながら、今、手元の資料ではございません。

○委員（江川克哉君） じゃ、載せてもよいという方はこれだけで、それ以外の方だとかなりの人数がいらっしゃるということなんですけれども、まず市民生活部の御意見は伺ったんですけども、健康福祉部の御意見として、要支援者がこれだけいて、その方々が地震等の災害に遭ったときにもできるようにして逃げたらいいのかというようなことが個別避難計画だと思うんですけども、健康福祉部として要支援者に対する個別避難計画作成の現状と課題について、お示しいただければと思いますが。

○障害者支援課長（竹井智人君） 健康福祉部といたしましては、個別避難計画が、高齢者や障害者など自ら避難することが難しい要支援者にとっては、やはり、必要な支援の一つなのではないかというふうに思っております。

ただ、その中で、現状と課題というお話になりますと、やはり、中心になるのは市民安全課にはなってしまうというふうに考えております。というのは、市で統一した見解を持って進んでいかないことには、若干の問題が発生すると思いますので、中心的なものは市民安全課ということですが、例えば健康福祉部として持っている課題を、今、申し上げさせていただきます。

こちらで、お持ちしていることとしては、実際、個別避難計画というのをつくることになると、いろいろなつくり方があるんですが、相談支援専門員であるとかケアマネジャーさんにつくっていただくという方法もあるにはあるんですが、今、確認している中だと、介護人材の不足という問題がございまして、今の現状でも、お一人お一人の仕事量というのがとても多くて、新しく、例えば個別避難計画の作成をすることが難しいというふうにお聞きしております。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それから、個別避難計画の様式というのを見てみますと、その中に避難支援をする方の名前を書く欄があるんですね。実際、こちらの避難支援を書く方について、通常、健康な方たちが皆さんいらっしゃる世帯だと問題なく支援してくださる方が書けるんですが、実際問題、その該当になっている方たちが自分のおうちでそういう方いるかという、いないんですね。そうすると、やはり、近所の人であるとか、自治会の人であるとか、個別支援計画というか、計画をつくっていただいている相談員さんであるとか、ケアマネジャーさんが、現実的にその支援員になることは難しいと思いますので、そういった、どういった方に避難支援をしていただくのかというのを考えるというのが、とても難しいことなんじゃないかなというふうに思っております。

なので、そういった意味で、市民安全課のほうでも言っていましたけれど、周知であるとか、啓発であるとか、そういった協力体制をつくっていくことが、今、現状として難しいのではないかなというふうに捉えております。

○委員（江川克哉君） 以前、私自身も一般質問で、ケアマネジャーさんに個別避難計画作成の協力をお願いしたらどうかというような質問させていただいたときも、やはり、今と同じように、ケアマネジャーさんの業務量が多過ぎて、もういっぱいいっぱいなので、県の補助金などを使って1件につき幾らという補助金とか出してどうでしょうかって言ったんですけれども、なかなか、それは現状難しいというようなお話でした。

今の御回答にもありましたけれども、御近所の方ですとか、あと、自治会の方ですとか、あとは民生委員さんですとか、そういった、やはり共助のことが非常に重要になってくると思うんですよ。自主防災組織とかもそうですけれども、ただ、一律、我孫子市として誰にやっていただくというのはなかなか、先ほどの御回答にもありましたけど、この人にやってもらうとなると、いや、できませんよという御回答も多いと思うので、ぜひともできるところから、できる方から、その支援者名簿に載せられる方とか、非常に意識の高い自治会の方々とかもいらっしゃるし、そういった方からでいいと思うので、少しずつでいいと思うんです。

一律、じゃ、この二千何百人の人の個別名簿を作ってくださいというのもなかなか難しいと思うんですけれども、いろんな地域によって、お一人お一人によって状況も違うと思うので、少しずつでいいですので、できることから、ぜひ、進めていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○障害者支援課長（竹井智人君） 委員のおっしゃるとおり、できることからというのが、まず、今一番しなければいけないことなんだろうなというふうに考えております。

ただ、そういった意味では、今、現状、我孫子市で土砂災害警戒区域から作成を始めているというふうな、市民安全課の方策も一つの選択ではあるのかなというふうに考えております。やはり、地域を巻き込んで、近所のその方に詳しい方であるとか、そういった方の手助けが受けられるよう

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なところであるとか、本当に皆さんが協力的な自治会であるとか、そういったところは必ずあると思うんですね。

なので、そういった方策もあるとは思いますが、まずは庁内で検討させていただいて、その中で我孫子市の実情に合った支援の仕方というのを検討させていただけたらなというふうに思います。

○委員（江川克哉君） 前向きな御回答、ありがとうございます。

今、御回答にありました土砂災害警戒区域の方には通知を出して、ただ、返事が来たのが、この前の御回答にもありましたが、8件しかないんですね。2,900人以上の方々を、いざ、大災害のときに救っていかないといけないということがあるのに、なかなか、そのできることからというので、土砂災害の方だけだと前に全然進んでいかないというのが現状だと思いますので、ぜひとも庁内で検討させていただいて、関係各所、いろいろあると思いますので、庁内庁外含めて、ぜひとも御検討のほど何とぞよろしく願いいたします。答弁できればよろしく願いします。

○障害者支援課長（竹井智人君） 全庁的なこととなりますと、やはり、市民安全課が中心になると思いますので、私どものほうで積極的に行動することはなかなか難しいことはあるのですが、健康福祉部としては、社会福祉課とか高齢者支援課、障害者支援課と連携を密に取りまして、避難行動要支援システムというのがございますので、こちらを活用しまして、市民安全課のほうとかと連携をしっかりと取っていきたいというふうに考えております。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

---

午後2時52分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

お諮りいたします。閉会中の継続調査事項につきましては、教育福祉行政について行政視察を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） 御異議ないものと認めます。

よってそのように決定されました。

なお、視察先等につきましては、委員長、副委員長に一任願います。

以上で本委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時53分散会